

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕

- (1) 企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「企業会計基準第25号」という。)第4項及び第5項について、空欄 (a) から (f) に当てはまる語句を記述しなさい。

4. 「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された (a) の変動額のうち、当該企業の (a) に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の (a) に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する (b) の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の (c) の (d) 株主も含まれる。
5. 「その他の包括利益」とは、包括利益のうち (e) に含まれない部分をいう。連結財務諸表におけるその他の包括利益には、(f) 株主に係る部分と (d) 株主に係る部分が含まれる。

- (2) 企業会計基準第25号第21項においては、次のように記述されている。これについて以下の各問に答えなさい。

包括利益の表示によって提供される情報は、(A) が期待されるとともに、貸借対照表との連携を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。

- ① 空欄 (A) に当てはまる語句として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。
- ア 会計基準設定主体が会計基準の策定を検討するのに役立つこと
- イ 債権者等の財務諸表利用者が企業の清算価値を評価するのに役立つこと
- ウ 投資家等の財務諸表利用者が企業の保有する資産の価値を評価するのに役立つこと
- エ 投資家等の財務諸表利用者が企業の本業に係る業績について検討するのに役立つこと
- オ 投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つこと
- ② 下線田を表す語句として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。
- ア 総資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係
- イ 総資産と当期純利益とのクリーン・サープラス関係
- ウ 当期純利益と包括利益とのクリーン・サープラス関係
- エ 純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係
- オ 純資産とその他の包括利益とのクリーン・サープラス関係

〔第一問〕

- (3) その他の包括利益の内訳項目について、持分法を適用する被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額以外は、その内容に基づいて区分表示される。以下の選択肢のうち、その他の包括利益の内訳項目に区分表示される項目として適切でないものを1つ選び、記号で答えなさい。また、その項目がその他の包括利益の内訳項目に区分表示される項目として適切ではない理由を説明しなさい。
- ア その他有価証券評価差額金
- イ 売買目的有価証券評価損益
- ウ 繰延ヘッジ損益
- エ 為替換算調整勘定
- オ 退職給付に係る調整額

TAC予想問題

●上級演習 第10回〔第二問〕

問2

次の文章は、「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、「包括利益表示基準」という。)の一部を抜粋したものである。これに関連する以下の各問に答えなさい。

包括利益及びその他の包括利益の内訳を表示する目的は、期中に認識された取引及び経済的事象(資本取引を除く。)により生じた (4) を報告するとともに、その他の包括利益の内訳項目をより明瞭に開示することである。包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の (5) について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携 (6) と包括利益との (7) 関係)を明示することを通じて、財務諸表の (8) と (9) を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。

- 1 空欄 (4) から (9) に入る適切な用語を答えなさい。
- 2 包括利益及びその他の包括利益の定義を「包括利益表示基準」に基づいて簡潔に説明しなさい。
- 3 過年度に計上された包括利益が期中に投資のリスクから解放され、純利益に含まれるようになることを一般に、「リサイクリング」という。「リサイクリング」を行う場合と行わない場合とでは、純利益に差異が生じることになるが、純利益を重視する考え方を採用している場合に「リサイクリング」を行うべきか否か答えなさい。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕

- 6 売買目的有価証券の評価差額が当期の損益として処理される理由を「基準」に基づいて説明しなさい。

ズバンの中!

〔第二問〕問 1 (1)

第 5 項

負債とは、①の取引または事象の結果として、報告主体が②している③を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。
ここでいう義務の同等物には、④の義務に準じるものが含まれる。

〔第二問〕問 2

(2) (1)に示されている第 3 法（資産負債の両建処理）が第 2 法（引当金方式）とは異にしている大きな特徴を、①負債（資産除去債務）の測定値と②資産（有形固定資産）の取得原価とに分けて説明しなさい。なお、第 1 法（減価償却方式）および第 2 法（引当金方式）の特徴について言及する必要はない。

〔第三問〕

4 有価証券に関する事項

(6) 5 年前に購入したゴルフ会員権であり、2020 年 3 月末での同ゴルフクラブの会員権相場は 2,000 千円であり時価が著しく下落しており回復の見込みがないため貸倒引当金及び評価損を区分して計上する。当該貸倒引当金及び評価損について税効果会計上、当該金額を将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

〔第三問〕

6 有形固定資産に関する事項

(1) 当社では減損会計において資産グループを支店ごとに、遊休資産は個々の遊休資産ごとに行い、認識された減損損失は期末現在の帳簿価額に基づく比例配分法により、各資産に配分する。
G1 支店は営業損失が継続しており減損の兆候があるため、当期末に減損損失の認識の判定を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する。
G2 土地は将来の使用見込のない重要な遊休土地であり 2017 年 3 月期に減損処理済であるが、当期末現在の正味売却価額は 60,500 千円と算定された。

① G1 支店及び G2 土地の所有固定資産は次のとおり。
(単位：千円)

	G1 支店		G2 土地
	建物	土地	
取得原価	85,600	70,000	86,500
期末現在の減価償却累計額	43,100	—	—
期末現在の帳簿価額	42,500	70,000	75,800

② G1 支店の割引前将来キャッシュフローの総額は 87,000 千円、正味売却価額の算定において G1 支店の固定資産（土地建物）の時価は不動産鑑定評価等を基に 54,000 千円、処分費用見積額は 4,500 千円と評価され、使用価値は 45,112 千円であった。
③ 税効果会計上、減損損失を将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

●直前予想答練 第 1 回〔第一問〕

2 財務諸表の構成要素について、以下の間に答えなさい。
(1)「概念フレームワーク」における負債の定義を答えなさい。

●上級演習 第 6 回〔第二問〕

6. 資産除去債務はそれが①したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

3 資産除去債務の会計処理については、引当金処理と資産負債の両建処理の 2 つの考え方がある。「資産除去債務基準」では、資産負債の両建処理が適切なものとする理由の 1 つとして、資産負債の両建処理が引当金処理を包摂するものと考えている。その根拠を述べなさい。

●実力完成答練 第 3 回

〔第三問〕 3 有価証券に関する事項

⑧ ゴルフ会員権は預託金方式のものであり、預託保証金は 1,000 千円である。当該ゴルフ会員権は時価が著しく下落しており、回復の見込が認められない。ゴルフ会員権の評価損（引当処理を含む。）は一時差異に該当するが、繰延税金資産の回収可能性がないものとする。

●実力完成答練 第 5 回

〔第三問〕 7 有形固定資産に関する事項

(1) S T 営業所に係る固定資産はひとつの資産グループを構成している。同営業所は、製品の販売活動を行っているが、販売状況の悪化により当期末において減損の兆候が認められた。
① S T 営業所の構成資産の状況は次のとおりである。

種 類	取得原価	当期末減価償却累計額	帳簿価額
建 物	76,000 千円	35,100 千円	40,900 千円
器 具 備 品	3,400 千円	800 千円	2,600 千円
土 地	23,800 千円	—	23,800 千円
合 計	103,200 千円	35,900 千円	67,300 千円

② 主要な資産の経済的残存使用年数は 15 年である。
③ 割引率は年 2.0 % とし、期間 15 年の現価係数は 0.743、年金現価係数は 12.849 とする。
④ 将来キャッシュ・フローの見積りは次のとおりである。
令和 3 年 3 月期から令和 17 年 3 月期まで：
各年度 2,000 千円
令和 17 年 3 月期末における正味売却価額：
25,000 千円（処分費用見込額控除後）
⑤ 当期末時点での正味売却価額（処分費用見込額控除後）は 46,200 千円である。
⑥ 減損処理を行った結果、認識された減損損失は当期末の帳簿価額の比率に応じて按分し、各構成資産に配分する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

6 有形固定資産に関する事項

(2) 当社はコンピュータのリース契約を2019年10月1日に締結、同日より事業の用に供し、リース料は締結日より支払手数料で処理されている。リース契約の内容は次のとおりである。なお、リース契約において消費税等は考慮しない。

リース期間（解約不能期間）：4年、
リース物件耐用年数（経済的耐用年数）：5年
月額リース料：350千円、
リース料支払総額：16,800千円
リース料総額現在価値：16,144千円、
見積現金購入価額：16,000千円

所有権移転条項及び割安購入選択権はなく、特別仕様ではないリース料支払条件：10月1日を第1回支払日とする毎月1日支払

- ① リース資産及びリース債務の計上に当たり、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額はリース期間中の各期に定額で配分する方法によることとする。
- ② 減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法又は有形固定資産の定額法（耐用年数5年、償却率0.2）を適切に選択適用する。

〔第三問〕

11 純資産に関する事項

- (1) 当社では株式上場を視野に入れ2017年6月株主総会で以下の条件のストックオプション（新株予約権）を付与することを決議し2017年7月1日に付与した。

2017年7月1日の付与内容	
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員20名
新株予約権の株（個）	取締役及び従業員1人当たり50個、 合計1,200個 1個当たり公正評価額600円、 1個当たり10株の新株発行予定
新株予約権の権利確定日	2019年6月30日 (同日まで付与者に退職者なし)
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2024年6月30日
新株予約権の行使による資本組入額等	自己株式を割り当てることとしている。

〔第三問〕

12 諸税金に関する事項

- (2) 当期の法人税等について計算された納付税額一覧表は次のとおりである。年税額から中間納税額を差し引いた納税額を未払計上する。なお、中間納税額は試算表上では全額、法人税等に計上されている。税効果会計上、未払事業税の残高を将来減算一時差異として取り扱う。また、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能とする。

納付税額一覧表 (単位：千円)

税 目	年税額	中間納税額
法人税	46,493	21,192
住民税	9,506	4,207
事業税（所得割）	4,890	2,464
事業税（付加価値割）	6,878	2,656
事業税（資本割）	516	254

●直前予想答練 第3回

〔第三問〕 5 有形固定資産に関する事項

- (3) 令和元年10月1日に営業用車両につきファイナンス・リース契約を締結し、同日より事業の用に供している。なお、当該リース取引の契約内容等は以下のとおりである。

- ① 解約不能リース期間：5年
② リース物件（営業用車両）の経済的耐用年数6年
③ リース料及び支払方法：リース料は月額1,100千円（リース料総額66,000千円）である。リース料の支払は、令和元年10月31日を第1回とする毎月未払いであり、支払済みリース料は仮払金で処理している。
④ 車両の所有権移転条項及び割安購入選択権は共になく、リース物件は特別仕様ではない。
⑤ リース料総額の割引現在価値は62,220千円である。
⑥ 当社における当該営業用車両の見積現金購入価額は63,500千円である。
⑦ リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、原則法（リース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法）によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分することとする。
⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとする定額法によって行う。

●直前予想答練 第3回

〔第三問〕

10 スtock・オプションに関する事項

平成29年8月1日に以下の条件で、本社の従業員50名に対してストック・オプションを付与した。なお、残高試算表上の新株予約権は、すべて以下のストック・オプションに係るものである。

- (1) スtock・オプションの数及び株式数：
1名当たり15個、1個当たり20株
なお、前期末におけるストック・オプションの計算において3名の失効を見込んでいた。
- (2) スtock・オプションの公正な評価単価：
1個当たり2千円
- (3) スtock・オプションの行使時の払込金額：
1個当たり40千円
- (4) スtock・オプションの対象勤務期間：
平成29年8月1日から令和元年7月31日
- (5) スtock・オプションの権利行使期間：
令和元年8月1日から令和3年7月31日
- (6) 権利確定日において2名の失効があったが、当期分の株式報酬費用の計上が未処理である。また、令和2年2月に新株予約権300個につき権利行使がなされたが、払込金額を仮受金として処理しているのみである。なお、資本金計上額は会社法に規定する最低限度額とする。

●実力完成答練 第1回

〔第三問〕

12 諸税金に関する事項

- (1) 法人税、住民税及び事業税の修正申告納付税額4,585千円が仮払金処理されている。
- (2) 各税目とも前期末未払計上額は当初申告納付税額である。
- (3) 法人税等の年税額は、次のとおり算定された。なお、残高試算表の法人税等は、法人税、住民税及び事業税の中間納付額及び源泉徴収された所得税150千円の合計額である。

種別	年税額	中間納付額
法人税	86,362千円	42,250千円
住民税	18,071千円	9,430千円
事業税（所得割）	24,940千円	11,900千円
事業税（付加価値割及び資本割）	1,050千円	600千円

ズバリ的中!